

生駒市条例第12号

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和37年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第18条関係）

種 類		入力	離隔距離(cm)					備考
			上方	側方	前方	後方		
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	注：浴槽との離隔距離は0cmとすろが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合には2cmとする。
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
	開放炉以外	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
		外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	—	15	15	15	
		内がま	21kW以下	—	—	60	—	
		外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	—	15	15	15	
		外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	—	15	60	15	
半密閉式	内がま	21kW以下	—	—	—	—		
	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	—	15	15	15		
	外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	—	15	60	15		
	内がま	21kW以下	—	15	60	—		
	密閉式	21kW以下	—	2	2	2		
屋外用	21kW以下	60	15	15	15	15		

不燃	半密閉式	浴室内設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	4.5注	—	4.5	
			内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては42kW以下	—	—	—	—	
		浴室外設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	4.5	—	—	4.5
			外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	4.5	—	—	4.5
	密閉式		内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	—	—	—	
			21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	2注	—	2		
	屋外用		21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	4.5	—	—	4.5	
			30	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	60	15	15	15		
	液体	不燃以外		39kW以下				5	5	
	不燃			39kW以下				5	5	

料	上記に分類されないもの	—	60	15	60	15	60	15	
温風暖房機	不燃以外・不燃	強制対流型	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	15	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。
			半密閉式・密閉式	60	4.5	60	15		
	液体燃料	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15	
			温風を全周方向に吹き出すもの	26kWを超え70kW以下	100	15	100	15	
		強制対流型	強制排気型	26kW以下	100	150	150	150	
			強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10	
	不燃	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5	
			温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150	
		強制対流型	強制排気型	26kW以下	50	5	—	5	
			強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5	
上記に分類されないもの		—	100	60	60	60	60		
厨房設備	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
			据置型レンジ	21kW以下	100	15	15	15	
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ	14kW以下	80	0	—	0	

ボイラー	上記に分類されないもの	んろ・グリル付こ んろ・グリドル付 こんろ	据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	注：熱対流方向が一方に集中する場 合には60cmとす る。					
				—	250	200	300	200						
ボイラー	上記に分類されないもの	の	使用温度が800℃以上のもの	—	150	100	200	100						
				—	100	50	100	50						
				開放式	40	4.5	4.5	4.5						
				半密閉式	15	4.5	4.5	4.5						
				12kWを超え42kW以下	—	15	15	15						
				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5						
				42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5						
				42kW以下	60	15	15	15						
				42kW以下	15	15	15	15						
				7kW以下	30	4.5	—	4.5						
ボイラー	上記に分類されないもの	の	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	7kW以下	10	4.5	—	4.5						
				7kW以下	—	4.5	—	4.5						
				42kW以下	—	4.5	—	4.5						
				42kW以下	4.5	4.5	—	4.5						
				42kW以下	30	4.5	—	4.5						
				42kW以下	10	4.5	—	4.5						
				12kWを超え70kW以下	60	15	15	15						
				12kW以下	40	4.5	15	4.5						
				12kWを超え70kW以下	50	5	—	5						
				12kW以下	20	1.5	—	1.5						
ボイラー	上記に分類されないもの	の	使用温度が300℃未満のもの	23kWを超え	120	45	150	45						
				23kW以下	120	30	100	30						
				7kW以下	30	60	100	4.5						
				19kW以下	60	4.5	4.5	4.5						
				7kW以下	15	15	80	4.5						
				19kW以下	60	4.5	4.5	4.5						
				ストイブ	上記に分類されないもの	壁掛け型、つり下げ型	壁掛け型、つり下げ型	壁掛け型、つり下げ型		30	60	100	4.5	
								19kW以下		60	4.5	4.5	4.5	
				ストイブ	上記に分類されないもの	壁掛け型、つり下げ型	壁掛け型、つり下げ型	壁掛け型、つり下げ型		30	60	100	4.5	
								19kW以下		60	4.5	4.5	4.5	
ストイブ	上記に分類されないもの	壁掛け型、つり下げ型	壁掛け型、つり下げ型	壁掛け型、つり下げ型	30	60	100	4.5						
				19kW以下	60	4.5	4.5	4.5						
ストイブ	上記に分類されないもの	壁掛け型、つり下げ型	壁掛け型、つり下げ型	壁掛け型、つり下げ型	30	60	100	4.5						
				19kW以下	60	4.5	4.5	4.5						

液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100	100
	不燃	不半密閉式	自然対流型	機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	100	15
				機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	—	100
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	—	5
					—	150	100	150	100	100
乾燥設備	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5
	不燃	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	—	4.5
				内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	100	50
				内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	50	30
簡易湯沸設備	不燃以外	不開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	4.5
	不燃	瞬間型	瞬間型	フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5
				フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	4.5
				フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5
					12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	4.5
					12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
					12kW以下	—	0	—	—	0
					12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	4.5
					12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
					12kW以下	60	15	15	15	15
					12kW以下	15	15	15	15	15
					7kW以下	30	4.5	—	—	4.5
					7kW以下	10	4.5	—	—	4.5
					12kW以下	30	4.5	—	—	4.5
					12kW以下	10	4.5	—	—	4.5
					12kW以下	—	4.5	—	—	4.5
					12kW以下	4.5	4.5	—	—	4.5
					12kW以下	—	0	—	—	0
					12kW以下	4.5	4.5	—	—	4.5

液体燃料	屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	注1：熱対流方向が一方方向に集中する場合は60cmとする。 注2：方向性を
	不燃以外	フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
給湯沸設備	不燃	屋外用	12kW以下	20	1.5	—	1.5	
			常圧貯蔵型	—	15	15	15	
			瞬間型	—	15	15	15	
			常圧貯蔵型	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	—	0	—	0	
			壁掛け型、据置型	4.5	4.5	4.5	4.5	
	不燃	密閉式	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15	
			常圧貯蔵型	15	15	15	15	
			瞬間型	60	15	15	15	
			12kWを超え70kW以下	15	15	15	15	
			常圧貯蔵型	—	4.5	—	4.5	
			瞬間型	—	4.5	—	4.5	
液体燃料	不燃	屋外用	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
			常圧貯蔵型	—	0	—	0	
			瞬間型	4.5	4.5	—	4.5	
			12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
			常圧貯蔵型	—	4.5	—	4.5	
			瞬間型	—	4.5	—	4.5	
移動式ストーブ	不燃	上記に分類されないもの	前方放射型	60	15	60	15	
			全周放射型	100	30	100	4.5	
			自然対流型	100	100	100	100	
			強制対流型	100	4.5	4.5	4.5	
			前方放射型	4.5	4.5	60	4.5	
			瞬間型	80	15	80	4.5	
	液体燃料	不燃	上記に分類されないもの	前方放射型	60	15	60	15
				全周放射型	100	30	100	4.5
				自然対流型	100	100	100	100
				強制対流型	100	4.5	4.5	4.5
				前方放射型	4.5	4.5	60	4.5
				瞬間型	80	15	80	4.5

燃	一が露出	全周放射型	7kW以下	80	80	80	80	有するもの にあっては1 00cmとする 。
		自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5	
液体燃料以外	開放式	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	
		放射型	7kW以下	100	50	100	20	
		自然対流型	7kWを超え12kW以下	150	100	100	100	
		7kW以下	100	50	50	50		
		強制対流型	12kW以下	100	15	100	15	
		放射型	温風を前方向に吹き出すもの					
不燃	開放式	放射型	7kWを超え12kW以下	100	150	150	150	
		自然対流型	7kW以下	100	100	100	100	
		7kW以下	80	30	—	5		
		強制対流型	7kWを超え12kW以下	120	100	—	100	
固体燃料	開放式	放射型	7kW以下	80	30	—	30	
		自然対流型	7kW以下	80	30	—	30	
		強制対流型	12kW以下	80	5	—	5	
		放射型	7kWを超え12kW以下	80	150	—	150	
調理用器具	開放式	放射型	7kW以下	80	100	—	100	
		強制対流型	—	100	50	50	50	
		放射型	5.8kW以下	100	15	15	15	
		自然対流型	14kW以下	100	15	15	15	
		強制対流型	7kW以下	100	15	15	15	
		放射型	卓上型こんろ(1口)	卓上型こんろ(2口以上)・ グリル付こんろ・グリド 付こんろ	卓上型こんろ(1口)	卓上型こんろ(2口以上)・ グリル付こんろ・グリド 付こんろ	卓上型こんろ(1口)	卓上型こんろ(2口以上)・ グリル付こんろ・グリド 付こんろ
		強制対流型	卓上型グリル	卓上型グリル	卓上型グリル	卓上型グリル	卓上型グリル	卓上型グリル
		放射型	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)
		強制対流型	炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	炊飯器(炊飯容量4リットル以下)
		放射型	圧力調理器(内容積10リットル以下)	圧力調理器(内容積10リットル以下)	圧力調理器(内容積10リットル以下)	圧力調理器(内容積10リットル以下)	圧力調理器(内容積10リットル以下)	圧力調理器(内容積10リットル以下)
強制対流型	卓上型こんろ(1口)	卓上型こんろ(1口)	卓上型こんろ(1口)	卓上型こんろ(1口)	卓上型こんろ(1口)	卓上型こんろ(1口)		

注：機器本体
上方の側方の
又は後方の
離隔距離を
示す。

燃	バーナが隠ぺい 加熱部が開放 加熱部が隠ぺい	卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0
		卓上型グリル	7kW以下	80	0	—	0
		卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5
		卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kW以下	10	4.5	—	4.5
		炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5
		圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5
移動式	液体燃料	不燃以外	6kW以下	100	15	15	15
		不燃	6kW以下	80	0	—	0
こんろ	固体燃料	—	—	100	30	30	30
		電気	2kW以下	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注
電気	温風機	不燃以外	2kW以下	0注	0注	—注	0注
		不燃	2kW以下	0注	0注	—注	0注
電気	こんろ部分の全部又は一部分が電磁誘導加熱式調理器でないもの 電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態に限る。)	不燃以外	4.8kW以下(1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2
		不燃以外	4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	—	20注1	—	20注1
		不燃以外	4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	—	10注2	—	10注2
		不燃以外	4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2
		不燃以外	4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	—	15注1	—	15注1
		不燃以外	4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	—	10注2	—	10注2
電気	調理用機器	不燃以外	4.8kW以下(1口当たり1kW以下)	100	2	2	2
		不燃	4.8kW以下(1口当たり1kW以下)	—	10注1	—	10注1

注：温風の吹き出し方向はあっては60cmとする。

注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合)における発熱体の外周からの距離を示す。
注2：機器本体

					注2		注2		注2	上方の後方の 又は後方の 離隔距離(こ んろ部分が 電磁誘導加 熱式調理器 の場合にお ける発熱体 の外周から の距離)を示 す。
電気	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	100	2	2	2	2	
				4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	0	0		
				5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	80	0	0	0		
電気 天火	不燃以外			2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口面にあっては10cmとする。
				2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口面にあっては10cmとする。
電子レンジ	不燃		電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	
			電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	
電気 ストーブ	不燃以外		前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。) 全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	30	100	100	4.5	
				2kW以下	100	100	100	100		
				2kW以下	100	4.5	4.5	4.5		
	不燃		前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。) 全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	15	—	—	4.5	
				2kW以下	80	80	—	—	80	
				2kW以下	80	0	—	—	0	
				1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		

乾燥器	不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。